



I. ブロックチェーンと個人情報保護法  
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年  
10月27日号

## I. ブロックチェーンと個人情報保護法

執筆者: 有吉 尚哉、山本 俊之

### 1 はじめに

ブロックチェーン(Blockchain)は、もともとビットコイン等の暗号資産(仮想通貨)に関して用いるために創られた技術である。もっとも、その利用可能性は暗号資産に限られるものではなく、貿易金融、証券取引、国際送金、中央銀行デジタル通貨(CBDC: Central Bank Digital Currency)、登記制度、物流・サプライチェーン、IoT(Internet of Things)、モビリティ、ヘルスケア、エネルギー取引、食品管理、著作権管理、美術品取引といった様々なビジネス分野での応用が期待されている。

法制度においても、ブロックチェーンを念頭に置いた取組みが見られるようになっており、例えば金融規制の分野では、ブロックチェーンの利用を前提とした暗号資産の取引に対する規制(暗号資産交換業規制)が制定されている。

他方で、ブロックチェーンの特性のひとつは高水準の信頼性をもってデータの記録・管理を可能とすることであり、データの管理や流通の目的でのブロックチェーンの活用も想定されるが、ブロックチェーンと情報保護法制の関係については、日本ではまだ議論が始まった段階である。本稿では、今後の議論の手懸かりとなるべく、ブロックチェーンに関する個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」又は「法」)の適用関係について、議論の視点を紹介することとしたい<sup>1</sup>。

### 2 パブリック型ブロックチェーンと個人情報保護法制の衝突

ブロックチェーンのユースケースとしては、金融取引の記録、契約の記録、個人情報等を格納することが期待されるが、国内外で、特にグローバルにノードをつなぐようなパブリック型ブロックチェーンにおいて個人情報保護法制との衝突が議論されている。議論の口火が切られたのは欧州であり、それは EU 一般データ保護規則(GDPR)との関係であった。欧州では公的な会議体等で

<sup>1</sup> 主に日本における議論の状況を整理しながら、個人情報保護法上の論点の検討を詳細に行ったものとして、石川智也=山本俊之「ブロックチェーンと個人情報保護法制」(太田洋=石川智也=河合優子編著、西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』(商事法務、2020年)第Ⅲ編第7章)。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

も議論が進んでいる<sup>2</sup>。他方で、日本ではまだ公的な議論はなされていないものと認識している。

パブリック型ブロックチェーンの特徴として、

- ① 管理者が存在せず、
- ② ノードが国境をまたいで存在し、
- ③ その取引記録が共有、公開され、
- ④ 取引記録の改ざんが(事実上)不可能である

といったことがあげられる。

この点、総論として、個人情報保護法を、中央集権的に個人情報を収集・利用する事業者を想定し、そのような事業者の行為を規律する法律であると捉えると、管理者を設置せず分散台帳において取引情報の記録を行おうとするパブリック型ブロックチェーンの分散・分権の思想とは相異なるものと評価することができる。

そして、個別の項目を見ていくと、まず、①の管理者不存在の点については、個人情報保護法上の規制対象である個人情報取扱事業者の定義から検討しなければならない。すなわち、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」(法 2 条 5 項)という定義との関係で、ブロックチェーン上のデータに関して、誰が「事業の用に供している」と評価されるのか、といった点が不明確となる。この点については、ノード保有者全員が「事業の用に供している」ことになるのか、それとも主導的な運用者に限定するといった解釈が成り立つのか、といった議論が必要となろう。

次に、②のクロスボーダーの特徴については、個人情報保護法 75 条による域外適用の規定との関係に加えて、以下の③に関して議論する個人データの第三者提供の文脈で、外国にある第三者への提供の制限(法 24 条)の対象となるかが論点となる。

また、③の取引記録が共有・公開されていることについては、個人データの第三者提供に該当するかの検討が必要である。すなわち、個人データの第三者提供については、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である(法 23 条 1 項)。そして、ここでいう「提供」とは、「個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、『提供』に当たる<sup>3</sup>と解されている。したがって、パブリック型ブロックチェーンによるノード間での個人情報の共有が、「ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態」にあると評価される場合には、本人の同意を得るか、あるいは例外的に本人の同意なしに第三者提供が認められる場合に該当するようにするか、いずれかの対応が必要となる可能性がある。

そして、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合や、一定の要件を満たして共同利用をする場合については、そもそも「第三者」提供に該当しないものとされている(法 23 条 5 項 1 号・3 号)。これらの場合を含めて、以下では、パブリック型ブロックチェーン上での情報共有が情報の第三者提供に該当すると評価される場合に、適法に個人データの共有をするための論点を幅広くまとめた。実際にブロックチェーンを個人データの記録・管理に用いようとする場合には、このような観点からの個別検討が必要となろう。

#### パブリック型ブロックチェーンにおける個人データの第三者提供時の論点

手法	論点
本人の同意 (法 23 条 1 項)	① そもそも同意を取得できるか ② 本人が同意を取り消した場合・撤回した場合にどうなるか ③ 新規にノードが追加された場合どうなるか
オプトアウト (法 23 条 2~4 項)	④ 「個人データの第三者への提供を停止」することを本人より求められた場合(法 23 条 2 項)の処理をどうするか ⑤ 要配慮個人情報が含まれる可能性がある場合にどのように処理をするか(法 23 条 2 項)

<sup>2</sup> Article 29 Working Party, European Union Blockchain Observatory 等。

<sup>3</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2-13

手法	論点
委託 (法 23 条 5 項 1 号)	⑥ ブロックチェーン上の他の参加者に対する個人データの取扱いの委託と評価することができるか ⑦ 委託先の監督義務(法 22 条)を果たすことができるか
共同利用 (法 23 条 5 項 3 号)	⑧ 共同して利用する者の範囲を特定することができるか。とりわけ、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称の特定が可能であるか ⑨ 「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」についての変更は原則として認められないが(法 23 条 6 項 <sup>4)</sup> 、そのような運営が成り立つか

さらに、④の取引記録の改ざん等が(事実上)不可能である点については、個人情報取扱事業者が、個人データを利用する必要がなくなったときに、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めることが求められていること(法 19 条)、さらには、本人に個人情報取扱事業者に対する訂正・削除請求権(法 29 条)や利用停止・消去請求権(法 30 条)を認められていることとの関係で、個人情報取扱事業者がどのように対応をするか検討が必要になる。

### 3 おわりに

上記 2 では、パブリック型ブロックチェーンを念頭に、個人情報保護法上の主な課題を簡単に紹介した。加えて、実際の事例では、プライベート型やコンソーシアム型のブロックチェーンの利用も想定される。そのため、それぞれのブロックチェーンの仕組みや特徴を踏まえた上で、個人情報保護法の適用関係を整理し、適法に処理を行うことができるよう実践していくことが肝要となる。多様な場面でのブロックチェーンの活用を円滑に進めるためにも、個人情報保護法の適用に関する解釈論・立法論双方の議論が進展することを期待したい。



ありよし なおや  
**有吉 尚哉**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[n\\_ariyoshi@jurists.co.jp](mailto:n_ariyoshi@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。金融取引、信託取引、金融規制対応等の金融分野を中心に多様な分野の企業法務を手掛けている。2010 年から 2011 年まで金融庁総務企画局企業開示課に出向し、金商法の改正等の企画立案に携わった経験も有する。



やまもと としゆき  
**山本 俊之**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[to\\_yamamoto@jurists.co.jp](mailto:to_yamamoto@jurists.co.jp)

2009 年弁護士登録。アセットマネジメントやデリバティブを中心に、金融取引やレギュレーション、当局対応・海外紛争案件にも関与。弁護士登録前は、2000-2005 年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007-2008 年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。ブロックチェーンと個人情報保護法制については、論文発表や「BG2C - FIN/SUM BB」での講演を行った。

<sup>4</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-4-3(3)

## Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

### 1. 日 本

- 健康保険法等の改正に伴う告知要求制限の創設並びに個人情報保護法施行規則及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の改正

2020年10月1日に医療保険各法(健康保険法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・船員保険法・私立学校教職員共済法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法等)の改正法が施行され、健康保険等の被保険者番号が個人単位で付番されるとともに、マイナンバーカードを用いたオンラインによる資格確認制度が導入された。これに伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で被保険者番号等の告知を求めることが禁止される(告知要求制限)。なお、介護保険証の被保険者番号等は、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の対象に含まれておらず告知要求制限の対象外である。そのため、本人確認書類として被保険者証の写しの交付を受ける場合等に、被保険者番号等へのマスキングを求めるといった対応が必要となり得ることに留意が必要である。

また、この改正により医療保険各法に「被保険者等記号・番号」等の定義が新設されたことから、同日付で、個人情報保護法施行規則及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の個人識別符号に関する部分について、形式的な改正が行われた。

### 2. 米 国

- CCPAのさらなる改正

CCPA(カリフォルニア州消費者プライバシー法)については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年9月30日号](#)でも紹介したとおり、従業員等の雇用関連情報及びB to Bの文脈で得た取引先担当者の個人情報についての適用猶予期間を延長する修正法が可決されていたが(なお、同法は先月州知事により署名済みである。)、さらに、「非識別化(deidentified)情報」について、「個人情報」には含まれないとして、これをCCPAの適用対象外としているところ(1798.140(h))、2020年9月1日、ヘルスケアに関する情報につき、新たな適用除外を認める法案 [AB713](#) がカリフォルニア州議会において可決された。AB713は、①Health Insurance Portability and Accountability Act of 1966 (HIPAA)に基づくプライバシールールに従って非識別化され、かつ②HIPAA、California's Confidentiality of Medical Information Act、又はFederal Policy for the Protection of Human Subjectsによって規制されるエンティティーが収集等した患者情報に由来する情報については、CCPAの適用対象外とするとともに、当該情報の再識別化の原則禁止、当該情報を第三者に開示・売却している場合のプライバシーポリシーでの情報提供等、関連する新たな規制を設けている。この改正は、州知事が署名した場合には、直ちに発効することになる。

なお、CCPAについては、2020年10月12日に、CCPA規則の3回目となる[修正案](#)も公表されパブコメに付されている。

- オレゴン州ポートランドにおける都市条例の制定

2020年9月9日、オレゴン州ポートランドで、米国初となる、民間人による公共の場における顔認証技術の使用を禁止する[都市条例](#)が制定された。都市条例は、重大な違反の結果生じた損害、又は違反状態にある1日につき1,000ドルのいずれか高い方の損害賠償とその他適切な救済を求めて提訴する権利を定めている。都市条例は、2021年1月1日より施行される。

### 3. 中 国

- 2020年9月20日、モバイルインターネットアプリケーション(App)におけるシステム権限申請・使用ガイドラインが公表された。本ガイドラインは、アプリ提供者のアプリユーザーに対するシステム権限の強制的・頻繁・過度な申請や抱き合わせ申請、個人情報の無断アップロード等の権限の無断使用や濫用等によりアプリユーザーにもたらされうる個人情報の安全リスクを回避す



るために、システム権限申請・使用に際して遵守すべき行動指針(ガイドラインであるため、強制力を有さない)として制定された。

- ・ 2020年10月21日、個人情報保護法(草案)が公表され、2020年11月19日までの間、意見募集手続が行われている。

本草案は、全8章70条で構成され、(1)適用範囲の明確化、(2)個人情報処理規則の整備、(3)個人情報越境提供規則の整備、(4)個人の権利及び処理者の義務の明確化等の規定が設けられている。

(1)については、中国国内の自然人に商品若しくはサービスを提供することを目的として、又は中国国内の自然人の行為を分析し若しくは評価するため等に、中国国内の自然人の個人情報を中国国外において処理する活動が発生した場合には域外適用がなされ、また、域外適用を受ける国外の個人情報処理者は、中国国内に、個人情報保護の関連事務に責任を負う専門機構(dedicated entity)を設け、又は代理人を選任することが求められる。

(2)については、個人情報を処理する際は、事前に十分に告知したうえで個人の同意を取得するか、同意以外の適法性が必要とされており、個人情報処理は適法かつ正当な方法によるべきことのほか、個人情報の共同処理、委託処理、第三者への提供、公開、自動化された意思決定における使用、すでに公開された個人情報の処理等に関する規定やセンシティブ個人情報に係る特則、国家機関による個人情報処理に関する規律等が定められている。

(3)については、個人情報を中国国外に移転する場合、当局による安全評価に合格するか、専門機構による認証を得るか、中国国外の個人情報受領者との間で合意書を交わす等が必要とされるほか、中国国外移転に係る告知・同意取得を厳しく要求している。また、重要情報インフラ運営者や一定数量に達する個人情報を処理する処理者は、個人情報を中国国内に保存する必要があるとされている。

(4)については、民法との整合性を図り、個人情報処理活動に係る個人の各種権利(知る権利、決定権、照会権、更正権、削除権等を含む)を明確化するとともに、個人情報処理者におけるコンプライアンス管理・安全技術措置の構築や事前のリスク評価、個人情報漏洩時の通知・是正義務等も定めている。

その他、国家インターネット情報部門等が個人情報保護の職責を履行することや、罰則、制裁金(最大5000万元又は年間売上高の5%相当額)等についても定められている。

## 4. インド

2020年7月20日(一部は7月24日)に電子商取引規則が施行された。同規則では、インドの情報法関連規制で初めて、電子商取引契約において、事前にチェックされたチェックボックスを使用する方式での同意取得が禁止された。法令上個人情報取り扱いのための同意に直接適用されるものではないが、GDPRを参考にして導入された規制だと考えられ、情報技術法や2019年個人データ保護法案における個人情報取り扱いのための同意取得方法に関する規制の解釈に影響を与え得ると思われる。

インド政府機関が、2019年個人データ保護法案に基づくインド・米国間のデータ移転に関する研究レポートを公表した。同レポートでは、インド・米国間のデータ移転を促進するためのデータ移転スキームとして、充分性認定に基づく移転とAPEC Cross-Border Privacy Rulesのような相互認証ルールに基づく移転が提案されている。

## 5. インドネシア

2020年1月24日にGDPRを参考にした個人データ保護法案が国会に提出されたが、国会及び通信情報省ウェブサイトの2020年9月1日付公表記事によれば、国会に同法案を制定するための作業部会が設置されたようであり、同作業部会によれば、2020年11月第2週目を目途に同法案の制定を目指すとのことである。同法案の特徴については、[当事務所アジアニューズレター2020年9月25日号](#)で簡単に紹介しているので、ご参照いただきたい。



いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h\\_iwase@jurists.co.jp](mailto:h_iwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[a\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:a_matsumoto@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや  
**石川 智也**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[y\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:y_kawai@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ  
**村田 知信**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[to\\_murata@jurists.co.jp](mailto:to_murata@jurists.co.jp)

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>